

弁護士が知っておかなければならない 秋田弁護士刺殺事件

CONTENTS

ウ 警察官の到着以降の事実経過

3 その後の経過

- ① 事件後の県警、遺族、日弁連等の動き
- ② 刑事事件について
- ③ 国賠事件について

4 おわりに

〈前号掲載〉

1 はじめに

2 秋田弁護士刺殺事件の概要

- ① 事件に至るまでの経緯
 - ア 被害者の津谷裕貴弁護士について
 - イ 加害者の菅原との関係について
 - ウ 菅原の犯行計画
- ② 事件当日の経緯
 - ア 現場の状況
 - イ 犯人の侵入から警察官の到着までの事実経過

(前号のあらすじ)

当委員会では、日頃の業務妨害対策への意識を高めていただくために、弁護士への業務妨害としては最悪の結果となってしまった、平成22年11月に秋田で財産分与調停の元相手方に津谷裕貴弁護士が刺殺された、いわゆる秋田弁護士刺殺事件を、前号と今号の全2回にわたって、ご紹介します。

前号では、津谷先生のご紹介、事件に至るまでの経緯として津谷先生と犯人の菅原との関係性、菅原の犯行当日の所持品、犯行計画をご説明しました。

さらに、津谷先生と一緒に事件に遭遇した津谷先生の妻である良子さんの証言内容に基づき再現した、秋田弁護士刺殺事件当日の事

実経過の前半部分として、菅原が自宅に侵入したことに気付いた良子さんが110番通報した後、寝室の様子を見に行った際に菅原に発見されてしまい、銃を突き付けられ応接間の入り口まで連れて行かれたところで、菅原の手を振り切って台所まで逃げて、警察官が入ってこられるように勝手口のドアの鍵を開けたところ、追いかけてきた菅原に再び拳銃を突き付けられてしまったところまで、ご説明しました。

今号では、前号と同様、良子さんの証言内容に基づき、事件当日のその後の事実経過について再現していきたいと思います(次ページ以降の現場状況説明図2、3に、各場面の津谷先生(図中「T」の人物)・良子さん(図中「R」の人物)・菅原(図中「S」の人物)・警察官2名(図中「K1」「K2」の人物)の動き等を記載しています)。

ウ 警察官の到着以降の事実経過

台所の勝手口の前で菅原に銃を突き付けられた良子さんは、とっさに、菅原が拳銃を握っていた右手をつかんで持ち上げ、銃口が上を向くようにしました。すぐそばにいた津谷先生も加勢して、二人で菅原の右腕をつかみ上げて、菅原の攻撃を封じました(図表2・⑧)。そして、そのまま菅原を押すようにして、3人で固まって台所の西側にある引き戸の方まで移動しました(図表2・⑧の位置から⑨-1へ)。

そうして菅原を押すように移動していたところ、良子さんは、引き戸南側にあるスピーカーに足をぶつけました(図表2・⑨-1)。このちょうどぶつかったときに、勝手口のドアが開いて、私服の警察官が2人、「大丈夫ですか」と言いながら入ってきたのです(図表2・⑨-2)。

警察官が到着したので、良子さんは安心して、邪魔になってはいけないと、菅原をつかんでいた手を離して、台所の北側の方に移動しました（**図表2**・**9-1**右側の「R」の人物）。

その後、津谷先生と菅原は廊下に出て、警察官2名も廊下に出ていきました。良子さんは、台所側のその引き戸の手前で、廊下側を向いて立ち、間もなく菅原が捕まり、津谷先生は台所に戻ってくるものと思って待っていましたが、なかなか戻って来ませんでした。良子さんが、おかしいなと思って廊下の中ほどまで出てみると、信じられない光景が見えました。子供部屋の前に、警察官2人が、拳銃を持った津谷先生の左右から津谷先生の両手を片方ずつつかみ上げて、横一線に並んでいたのです（**図表3**・**10-1**）。

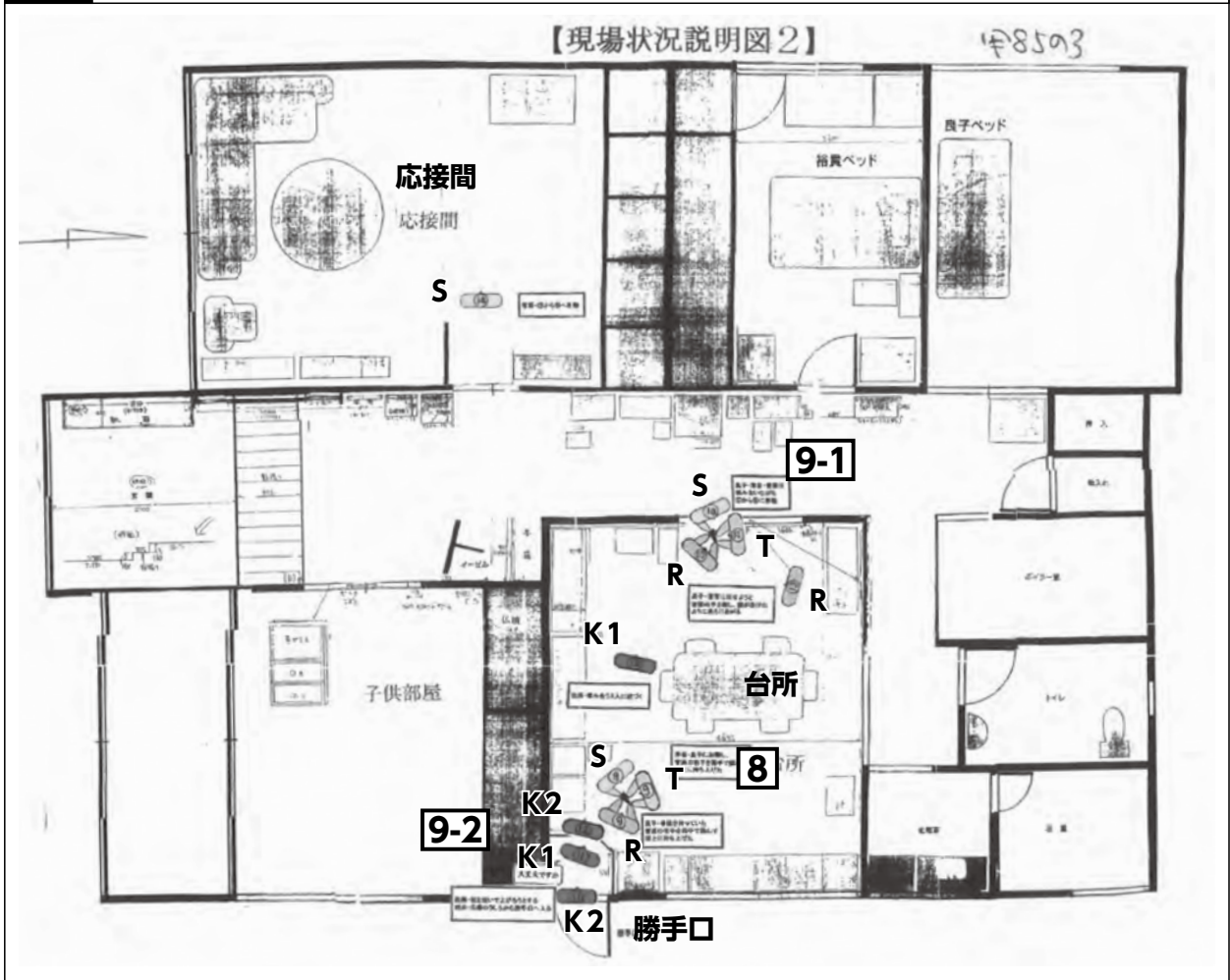
津谷先生は、「何で俺が？」というような、何が起きているのか分からないような表情を

していました。津谷先生は、絞り出すような大きな声で、「俺は被害者だ、(犯人は) あっちだ」と言って、菅原がいると思われた応接間の入り口の方を目で、あるいは体で示しました。そのとき、良子さんには、応接間のドアのところから刃先が見えたそうです。警察官2人もそれを見ているはずですので、良子さんも、応接間の方を指さして、「あっちだ」と言いました（**図表3**・**10-2**）。

良子さんは、さすがにそこまで説明すれば、今度こそ大丈夫だろう、邪魔になってはいけないと思い、台所の中に戻り、その引き戸が一人通れるくらい開いていたので、引き戸の手前のところで廊下側を向いて待っていました（**図表3**・**11**）。

ところが、いくら待っても誰の声も聞こえず、物音もしませんでした。良子さんによれば、その状態のまま2分以上もたったような気

図表2 現場状況説明図2



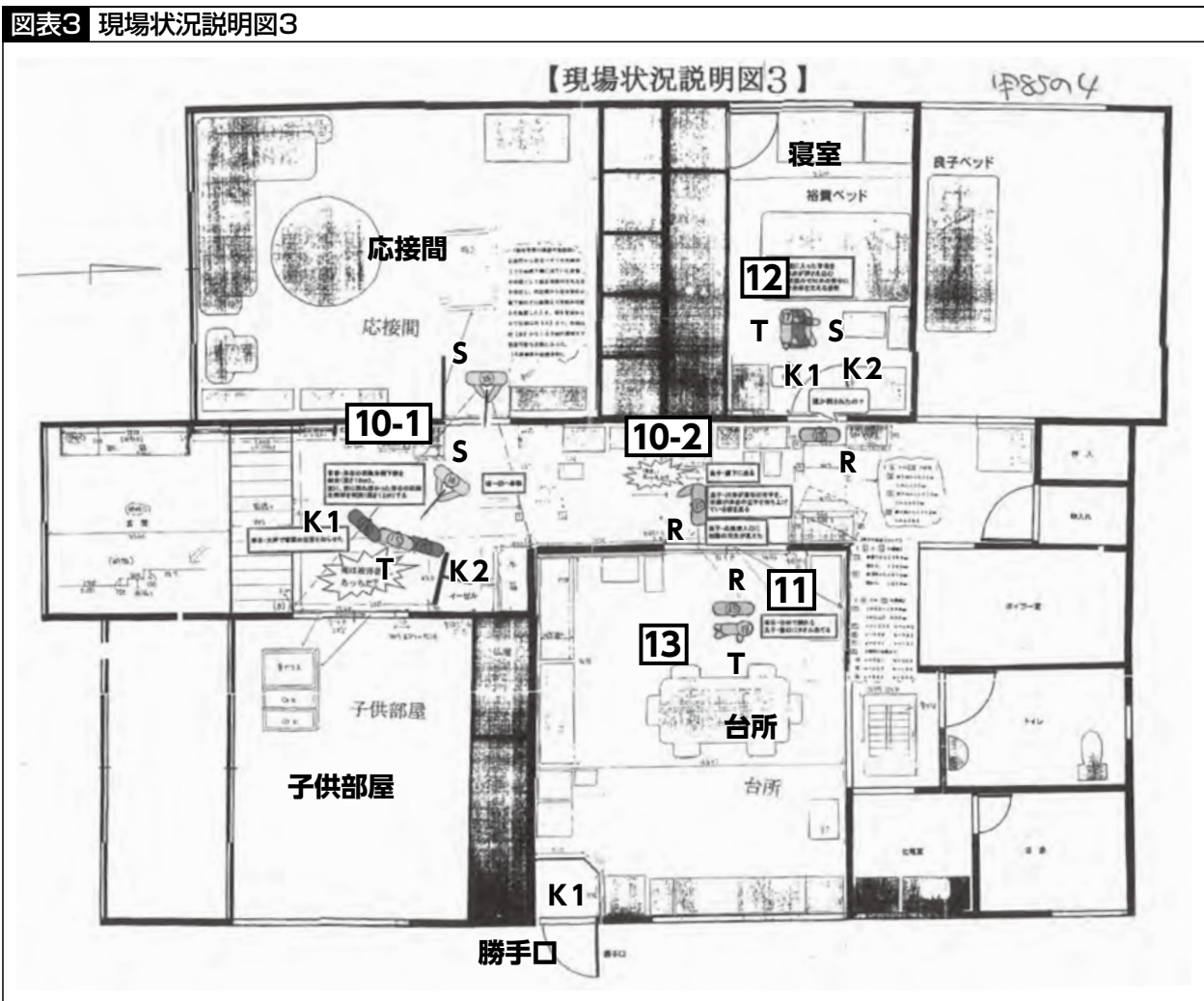
がして、ものすごく長く感じたそうです。すぐに津谷先生が戻って来ると思ったのに、静かで全く物音がしない時間がずっと続いたそうです。

良子さんが、台所の引き戸のところ、廊下側を向き、視線を少し下にしていたところ、突然、ダダダッという音がして、人の塊が廊下を走っていきましたが（**図表3**・**10-1**の位置から**12**の方へ）、誰がどのように走っていったのかまでは分かりませんでした。ただ、良子さんが視線を上げたとき、最後に通り過ぎた人がスウェット風の服だったので、それは津谷先生だと思ったそうです。良子さんが、何だろう、どうしたのか、と思って台所から廊下に出ると、廊下には血痕が落ちていました。走っていった人たちが津谷先生の寝室のところに入ったようだったので寝室の方に行ってみると、そこで菅原が西側に頭を向けて仰向けに

倒れ、その上に警察官2人が覆いかぶさり、津谷先生は右手を警察官の背中に乗せて、中腰で前かがみに立っていました（**図表3**・**12**）。

廊下に血痕が落ちていたので、「誰が刺されたの？」と良子さんが聞くと、津谷先生が、「俺」と言ったように聞こえました。それは大変だと思った良子さんは、すぐに家の電話の子機で119番通報しようとしたのですが、どういうわけかつながらず、台所に戻りながら、さらに119番通報しようとしていたところ、津谷先生が台所にふらふらと入ってきて倒れました（**図表3**・**13**）。すると、津谷先生の胸が刺されているのが見え、胸から血がたくさん出ていたため、良子さんは悲鳴を上げてしまいました。良子さんがタオルを持ってきて傷口に当てたりしていると、警察官の1人がやってきて、「先生、そんなことで負けちゃダメだ」、「頑張れ」と声を掛けて勝手口から出て

図表3 現場状況説明図3





津谷先生が事件当時に着ていたTシャツ

いったとのことでした。

その後、津谷先生は病院に搬送されましたが、心臓の損傷を伴う深さ約12センチメートルの前胸左側部の傷及びろっ骨後面に達する深さ約19センチメートルの前胸左側下部の傷を負っており、同日午前5時32分頃、心損傷に基づく左胸腔内出血により亡くなりました。

3 その後の経過

1 事件後の県警、遺族、日弁連等の動き

事件翌日の平成22年11月5日、秋田県警は会見を開き、「被害者を犯人と勘違いしたのはやむを得なかった」と述べ、現場の警察官に勘違いがあったことを前提とした説明を行いました。しかし、11月25日の会見では、一転して「取り押さえは拳銃の暴発を防ぐという認識であり、犯人との誤認や勘違いはない」などと述べ、誤認や勘違いはなかったとしました。

そうしたことから、12月23日、良子さんら遺族は、記者会見を行うとともに現場を公表し、津谷先生が子供部屋の前で警察官から両腕をつかみ上げられていた様子を再現した上で、警察官に誤認があったと主張し、「主人は戻ってこないのだから、せめて警察は本当のことを話して欲しい。」と強く訴えました。

ところが、12月27日に秋田県警が発表した「秋田市泉北地内における男性弁護士被害持凶器殺人事件に対する秋田県警察の対応に関する検証結果」では、やはり警察官に誤認はなかったとされ、秋田県警の訓練と装備、通信指令には問題があったものの、現場の警察官の対応には問題がなかったとされていたのです。

ちなみに、事件後の11月22日、有志により「故津谷裕貴弁護士の会」が発足しまし

た。同会は、以後、真相究明のための活動や、良子さんら遺族のサポートに加え、津谷先生の生前の功績をまとめ後世に伝えるための活動なども行っていくこととなります。

また、12月7日、日弁連は警察庁と国家公安委員会へ徹底した検証を要請しました。宇都宮健児日弁連会長は、全国の52の単位会のうち秋田弁護士会を含む24弁護士会で、弁護士業務に絡むトラブルに備える弁護士業務妨害対策委員会が未設置であり、個人での対応には困難が多いとして、対策委員会又はこれに準じる組織を設けるように呼びかけました。

2 刑事事件について

秋田地検は、平成22年11月25日、菅原を住居侵入罪、殺人罪及び銃刀法違反の罪で秋田地裁に起訴しました（秋田地裁平成22年（わ）第171号事件）。菅原は、住居侵入罪及び銃刀法違反の罪については認めたものの、殺人既遂罪の成立については殺人未遂罪の成立を主張して争いました。

裁判員裁判による審理を経て、平成23年12月9日、秋田地裁は殺人既遂罪の成立を認め、菅原を懲役30年に処する旨の判決を言い渡しました。これは良子さんら遺族にとって軽すぎるものであり、弁護側だけでなく検察官側も控訴することになります。

控訴審の仙台高裁秋田支部は、平成24年9月

25日、原判決を破棄し、事件を秋田地裁へ差し戻す旨の判決を言い渡しました（仙台高裁秋田支部平成24年（う）第3号事件）。拳銃の引き金を2回引いたが発射されなかった事実について、原判決が、公判前整理手続や公判で争点として提示しないまま殺害行為の一部として認定したことが、訴訟手続の法令違反とされたものです。これは、良子さんら遺族にとっては全くの予想外の判決で、戸惑いは大きいものでした。

しかし、最高裁は、平成26年4月22日、原判決を破棄し、事件を仙台高裁に差し戻す旨の判決を言い渡しました（最高裁平成24年（あ）第1816号事件）。拳銃の引き金を2回引いたが発射されなかった事実については経過にとどまり、訴因変更や争点として提示する必要はなかった、実質的な審理もなされていた、とするものでした。

差戻審の仙台高裁は、平成26年9月24日、弁護士への理不尽な犯行は法治国家における司法制度の根幹を揺るがしかねない、遺族の被害感情もしゅん烈であるなどとして、原判決を破棄し、菅原を無期懲役に処する旨の判決を言い渡しました（仙台高裁平成26年（う）第87号事件）。平成28年4月19日、菅原の上告も棄却されて、同年5月12日、起訴から5年半近くを経てようやく有罪判決が確定するに至ったのです。

一方で良さんは、自らを被害者とする殺人未遂罪等の事実について、平成23年4月26日付けで菅原を告訴していましたが、秋田地検は嫌疑不十分により不起訴処分としました。秋田検察審査会による審査の結果、殺人未遂罪は不起訴処分が相当、殺人予備罪は不当とされましたが、秋田地検は、殺人予備罪の事実についても再び嫌疑不十分により不起訴処分としました。

なお、秋田地検は、平成23年1月、現場の警察官による

業務上過失致死罪の事実についても告発状を受理していましたが、こちらについても嫌疑不十分であるとして不起訴処分としています。

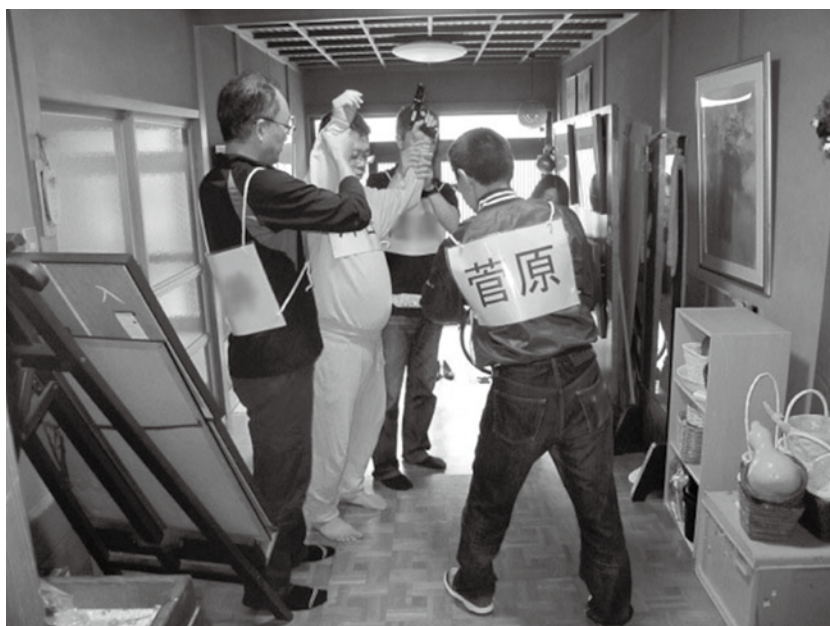
3 国賠事件について

弁護士団は、秋田県警の対応に問題があると考え、平成23年2月2日、9月29日、平成25年7月26日の三度にわたり秋田県警本部・秋田中央警察署等へ証拠保全申立てを行った上で、平成25年10月29日、菅原及び秋田県を被告として国家賠償請求訴訟を提起しました（秋田地裁平成25年（ワ）第249号事件）。

原告側が主張する秋田県警の過失としては、①110番通報の聞き取り・指令不十分が本件被害を生じさせたという通信指令室の過失、②危険な現場への臨場にもかかわらず、耐刃防護衣・警棒を着装せず、被害者も確認せず、警察だとも名乗らず、被害者を保護せずに逆に拘束して殺害を幫助した、という臨場した警察官の過失、③違法捜査、隠蔽・虚偽説明です。

菅原及び秋田県は責任を争ってきましたが、平成29年10月16日、秋田地裁は、菅原に対する請求認容、秋田県に対する請求棄却という一部請求認容判決を言い渡しました。

同判決は、原告主張のような体勢で津谷先



国家賠償訴訟弁護士団による現場再現の様子

生が刺突されたという的確な証拠はない、通信指令室の対応・現場の警察官の対応はいずれも不合理ではなく非難できない、短時間の出来事でありやむを得ない、現場の警察官の対応には問題があるが、秋田県で凶悪事件の発生が少なく、日頃から突発的な事案に対応できるだけの訓練等が十分でなかったことによるのであり、責任を問うことはできない、などとするものでした。これは、通信指令室と現場の警察官らとの指揮命令系統を無視している点や、警察官が現場到着してから菅原を現行犯逮捕するまでの2分25秒という時間を短時間でありやむを得ないとする点、弁護側が提出した鑑定を全く無視している点、秋田県では凶悪事件の発生が少ないことから責任を問うことはできないとして地域性を理由に責任を否定している点、などの点で非常に問題が大きいものでした。

同判決に対しては、原告と菅原がいずれも控訴しました（仙台高裁秋田支部平成29年（ネ）第61号、平成30年（ネ）第38号事件）。

注 なお、平成31年2月13日、菅原に加えて秋田県の責任も認める逆転控訴審判決が言い渡され、秋田県が上告しています。

4 おわりに

先月号から2号にわたって、秋田弁護士刺殺事件の内容を解説してきました。

先月号の繰り返しになりますが、弁護士としての業務を行う以上、秋田弁護士刺殺事件のような業務妨害に遭う可能性は誰にでもあり、決して他人事ではありません。津谷先生は弁護士として正当な活動を行ったもので、何ら落ち度はありませんでしたが、犯人の一方的な逆恨み、思い込みによって殺害されてしまいました。たとえ落ち度なく、弁護士として正当な活動を行っていたとしても、やはり弁護士業務の性質上、業務妨害を完全に避けることはできません。

ただし、業務妨害への意識を高め、その対策を講じることによって防ぐことができる被害もあります。今回、秋田弁護士刺殺事件の詳細を知ったことをきっかけに、是非、業務妨害への意識を高め、その対策も検討していただければと思います。まずは、防犯グッズの購入や、事務所の常時施錠などの防犯体制の見直し、自宅の防犯体制の見直しなどから検討してみたいかがでしょうか。



国家賠償訴訟弁護団による控訴審判決後の記者会見の様子